

設 計		校 合	
--------	--	--------	--

令和 7 年度 委託 ~~設計書~~
仕様書

- 1 委託 名 大気汚染防止法等対象施設ばい煙等測定業務委託
- 2 施 行 場 所 川越市内事業所
- 3 積 算 金 額 _____ 円
- 4 設 計 金 額 _____ 円

5 委 託 の 大 要

大気汚染防止法等対象施設におけるばい煙等の測定を行う。

委 託 内 訳 書					
件名：大気汚染防止法等対象施設ばい煙等測定業務委託					
名 称	数量	単 位	単価	金額	備考
ばい煙測定（ダイオキシン類あり）	1	式			1号代価書のとおり
揮発性有機化合物測定	1	式			2号代価書のとおり
水銀測定	1	式			3号代価書のとおり
有害大気汚染物質測定	1	式			4号代価書のとおり
小計					
諸経費（報告書作成費を含む）	1	式			
合計					
消費税					
設計金額					

1 号 代 価 書				
件名：大気汚染防止法等対象施設ばい煙等測定業務委託				
名 称	数量	単 位	単価	金額
ばい煙測定(ダイオキシン類あり)				
サンプリング費(基礎項目を含む)				
煙道径 1メートル未満	4	試料		
煙道径 2メートル未満	4	試料		
ダイオキシン類	8	試料		
ばいじん量	8	試料		
塩化水素濃度	6	試料		
窒素酸化物濃度	7	試料		
硫黄酸化物濃度	2	試料		
一酸化炭素	5	試料		
熱しゃく減量	4	試料		
合計				

2 号 代 価 書

件名:大気汚染防止法等対象施設ばい煙等測定業務委託

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額
揮発性有機化合物測定				
サンプリング費(施設排出)	4	試料		
揮発性有機化合物	4	試料		
合計				

3 号 代 価 書

件名:大気汚染防止法等対象施設ばい煙等測定業務委託

名 称	数量	単 位	単価	金額
水銀測定				
サンプリング費(ばい煙測定あり)	5	試料		
水銀(ガス状水銀及び粒子状水銀)	5	試料		
合計				

4 号 代 価 書

件名:大気汚染防止法等対象施設ばい煙等測定業務委託

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額
有害大気汚染物質測定				
サンプリング費	2	試料		
トリクロロエチレン	2	試料		
合計				

業 務 委 託 仕 様 書

1 目的

大気汚染防止法、埼玉県生活環境保全条例及びダイオキシン類対策特別措置法の対象施設から排出されるばい煙等について、基準の適合状況を確認するため測定を行う。

2 委託期間

委託期間は、契約締結日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日 まで とする。

3 業務の内容

- (1) 廃棄物焼却炉又はその他ばい煙を排出する施設からの排出ガスに係る試料採取及び分析測定
- (2) 揮発性有機化合物を排出する施設からの排出ガスに係る試料採取及び分析測定
- (3) 水銀を排出する施設からの排出ガスに係る試料採取及び分析測定
- (4) 事業所の敷地境界での有害大気汚染物質に係る試料採取及び分析測定

4 試料採取及び分析測定

(1) 試料採取及び分析上の注意

ア 発注者が提供する資料により、事前に測定口の位置や機材の置き場等の確認を行い、試料採取が速やかに実施できるようにすること。

イ 試料を採取する施設等、分析測定をする項目及び数については、別紙 1 に定める。

ウ 3 (1) に係る試料採取は、同一日に実施する事業所数は 1 事業所とする。1 事業所に試料を採取する施設が複数ある場合における試料採取施設数は発注者の指示に従う。

エ 試料採取方法及び分析測定の方法は、別紙 2 に定める。

オ 受注者は発注者から特別の指示がない限り、採取した試料を速やかに分析測定する。

カ 円滑な測定の体制整備及び精度管理に努める。

キ 発注者は試料採取日を指示する。施設の稼働状況等により試料採取が早朝や土日（祝日含む）となる場合がある。

ク 別紙 1 の 1 から 6 の事業所の試料採取に際しては原則として 1 施設 3 人以上（1 事業所で 2 施設以上同時に試料採取する場合はこの限りではない。）で行い、中断せず実施する。

ケ 試料採取するにあたり、安全上足場が必要と受注者が判断した場合は、受注者の負担により足場を組んで測定を行う。なお、足場を設置する際は発注者に設置する旨の報告をするとともに発注者が指定した日に足場を設置する。また、設置した足

場は、試料を採取した後速やかに撤去する。

コ 受注者は、試料採取を行う場所においては、発注者の指示に従うこと。

サ 別紙 1 の 1 から 6 の事業所については、一酸化炭素及び温度について、ダイオキシン類の試料採取時又は測定後に確認する必要がある場合、すぐ提示できる体制にしておく。

シ 発注者は、本件業務に必要な限度において、受注者の分析施設に立ち入って、本件業務の実施状況を検査することができる。

ス 試料採取において、同一施設における測定項目については、1 日で終了させる。
(ただし、天候不順、施設の稼働状況等によりやむを得ず 1 日で試料採取できないと発注者が認めるときは、この限りではない。)

セ 天候不順、施設の稼働状況、測定設備故障及び事故等により試料採取が続行不能となった場合又は状況に応じ発注者の判断により試料採取を中断した場合は、再度試料採取を行うものとし、この試料採取は受注者の負担において行う。

(2) 書類等の保管

受注者は、試料採取及び分析に使用した野帳、その他の書類を報告書提出後 3 年間保存すること。

5 報告等

(1) 計画書等

受注者は委託業務実施計画書を作成し、契約締結後、発注者へ速やかに提出する。

委託業務実施計画書は、次の事項を記載したものをファイル等へひとまとめに綴じた状態で提出する。計画書に変更があった場合には、すみやかに変更箇所を書面で提出する。

また、受注者は発注者と協議を行った場合には議事録を作成し提出する。

ア 測定方法（試料採取から測定結果までのフロー、使用する機材（写真撮影等したもの）がわかるもの）

イ 管理技術者等通知書

ウ 作業工程表

エ MLAP 認定証（特定計量証明事業者認定証）及び計量証明事業登録証の写し

オ 緊急時の連絡先

(2) 測定結果の報告

受注者は、分析測定に係る測定結果報告書を別紙 2 の 5 に定める日数以内に発注者へ提出する。

結果報告書には次の事項を記載し、書式は発注者の指示に従う。

ア 試料の名称

イ 測定・分析項目・単位

- ウ 試料採取年月日及び時刻
- エ 測定・分析結果
- オ 測定・分析方法及び検出・定量下限値
- カ 試料受取年月日及び試料採取時の状況
- キ 測定・分析完了日
- ク 証明年月日及び環境計量士の氏名
- ケ 社名・代表者氏名・住所・電話番号
- コ その他担当者の指示する事項

測定結果報告書の提出部数は、別紙 1 の 1 から 4 の事業所については 2 部、その他については 1 部とする。分析測定において大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は埼玉県生活環境保全条例で定める基準値（上乘せ基準含む。）を超過する測定結果が得られた場合には直ちに分析値を発注者へ連絡し、速やかに報告するものとする。

（３）完了報告

業務が完了したときは、次の事項を厳守し、報告書を提出する。

- ア 提出期限 : 原則、最終分析完了後 30 日以内
- イ 提出先 : 川越市環境部環境対策課 大気・騒音担当
- ウ 提出部数 : 1 部（A4 版）
- エ その他 : 測定時の記録写真台帳 1 部、精度管理に関する報告書 1 部（ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針を準拠する。）、測定結果報告書のデータ（CD-R 等の記録媒体に入れたもの）を報告書に添付し提出する。

（４）支払方法

支払方法は、完了払いとする。

6 その他

- （１）調査測定に要する一切の用具、消耗品等は受注者の負担とする。
- （２） 4（１）キの指示後、天候不順又は被測定事業所側の不都合等により、調査日の延期、中止又は対象施設を変更する場合がある。
- （３） 受注者は、関係する法規を遵守し、その業務にあたること。
- （４） 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得る必要がある。
- （５） この契約の締結後に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経

過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

- (6) その他、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない事項については、発注者及び受注者が協議をして別途定める。

別紙1 測定対象施設

	事業所名	対象施設	大 防 法	県 条 例	ダ イ 特 法	廃 掃 法	測定項目									備考	
							排出ガス							焼却灰	大気中		
							ダイオキシン類	ばいじん	塩化水素	窒素酸化物	硫黄酸化物	一酸化炭素	水銀 (ガス状及び粒子状)	揮発性有機化合物	熱しゃく		有害大気汚染物質 (トリクロロエチレン)
1	A	廃棄物焼却炉 (2施設)	○		○	○	2	2	2	2	2	2		2		煙突径2m未満	
2	B	廃棄物焼却炉	○		○	○	1	1	1	1		1				煙突径2m未満	
3	C	廃棄物焼却炉	○		○	○	1	1	1	1		1		1		煙突径1m未満	
4	D	廃棄物焼却炉	○		○	○	1	1	1	1		1		1		煙突径2m未満	
5	E	小型焼却炉		○	○		1	1	1							煙突径1m未満	
6	F	金属溶解炉	○		○		2	2		2						煙突径1m未満 2カ所同日サンプリング	
7	G	製造における接着の用 に供する乾燥施設	○										4			2施設の出口及び処理 施設出入口でサンプリ ング	
8	H	(有害大気汚染物質 取り扱い事業所)		○											2	敷地境界の風上風下 同時サンプリング	
	検体数合計						8	8	6	7	2	5	5	4	4	2	

大防法:大気汚染防止法
県条例:埼玉県生活環境保全条例
ダイ特法:ダイオキシン類対策特別措置法
廃掃法:廃棄物の処理及び清掃に関する法律

別紙2 試料採取方法及び測定方法

1 排出ガス及びばい煙測定方法

測定項目	試料採取方法	
ばいじん	JIS Z 8808「排ガス中のダスト濃度の測定方法」に定める方法による。	
硫黄酸化物	JIS K 0095「排ガス試料採取方法」に定める連続分析方法による。	JIS K 0103「排ガス中の硫黄酸化物分析方法」に定める方法による。
塩化水素		JIS K 0107「排ガス中の塩化水素分析方法」に定める方法による。
窒素酸化物		JIS K 0104「排ガス中の窒素酸化物分析方法」に定める方法による。
一酸化炭素	JIS K 0098「排ガス中の一酸化炭素分析方法」に定める連続分析方法による。	
酸素	JIS K 0301「排ガス中の酸素分析方法」に定める連続分析方法による。	
熱しゃく減量	「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日 環整95号)による。	
ダイオキシン類	JIS K 0311「排ガス中のダイオキシン類の測定方法」に定める方法による。 「ダイオキシン類の濃度の算出方法」(平成12年1月14日付け厚生省告示第7号)及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条に従い測定を行うものとする。	

※吸引する時間は以下のとおりとする。(ただし、施設の稼働状況等により変更となる場合がある。)

- | | |
|---------|-----------------------|
| ①ダイオキシン | 吸引 4時間以上 |
| ②ばいじん | 吸引 30分以上×2本 |
| ③HCl | 吸引 30分以上×2本 |
| ④NOx | 吸引 2～4回(30分以上の間隔を開ける) |
| ⑤SOx | 吸引 1時間以上×2本 |

※定量下限値は各規制項目の規制値の1/10を担保する。
ただし、別紙1のA事業所については、下記の自主規制値を担保できるように測定時間を調整する。

【自主規制値】	
ばいじん	0.02 g/m3N
HCl	10 ppm
NOx	50 ppm
CO	30ppm
ダイオキシン類	0.005 ng-TEQ/m3N

※COについては、測定時間中の1時間の移動平均をとり、その最大値を報告書に記載する。
なお、データの取得は1分毎とする。1時間移動平均値は酸素濃度12%換算値の1時間平均値とする。
さらに、別紙1のA事業所については、測定時間中の4時間の移動平均をとり、その最大値を報告書に記載する。
4時間移動平均値は酸素濃度12%換算値の4時間平均値とする。

2 揮発性有機化合物及び炭化水素類分析測定方法

測定項目	試料採取方法
揮発性有機化合物	「揮発性有機化合物濃度の測定法(平成17年6月10日付け環境省告示第61号)」に定める方法による。
炭化水素類	

3 水銀分析測定方法

測定項目	試料採取方法
水銀(ガス状水銀及び粒子状水銀)	「排出ガス中の水銀測定法」(平成28年9月26日付け環境省告示第94号 令和4年9月改正)による。

4 有害大気汚染物質分析測定方法

測定項目	測定方法
トリクロロエチレン	埼玉県生活環境保全条例施行規則別表第7に定める方法による。

※測定地点は、発生源・排出場所の位置や測定当日の風向などを考慮して、発注者と協議の上決定する。
※試料採取は、原則として敷地の境界線上の地上1.5mの高さで30分間行う。
※有害大気汚染物質測定方法マニュアル(環境省水・大気環境局大気環境課)に準拠して行う。

5 分析測定等の結果報告期限

調査測定業務		測定結果報告書の報告期限
排出ガス及びばい煙	ダイオキシン類	試料採取の翌日から起算して36日以内
	ダイオキシン類以外	試料採取の翌日から起算して11日以内
揮発性有機化合物及び炭化水素類		試料採取の翌日から起算して11日以内
水銀		試料採取の翌日から起算して11日以内
有害大気汚染物質		試料採取の翌日から起算して11日以内

※次に掲げる日は報告期限の日数から除く
一 日曜日及び土曜日
二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
三 12月29日から翌年の1月3日までの日